

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1033010	研究機関を大学と同等の取り扱いとする要件緩和		文部科学省が大学を対象として実施している「共同利用・共同研究拠点」事業について、大学以外の独立した研究機関にも認定を受ける資格を受けられるよう要件を緩和する。	本市の外郭団体である(財)国際東アジア研究センター(ICSEAD)は、東アジア地域の経済・社会などに関する調査研究を行う高度な研究機関として、現在、国の内外から高い評価を得ている。しかしながら、ICSEADは、大学と同等の研究活動内容であるにも拘らず、文部科学省が大学を対象として実施している「共同利用・共同研究拠点」事業において、大学でないことのみが障害となっており、応募できない状況にある。ICSEADが「共同利用・共同研究拠点」事業の対象に認められることにより、北部九州地域および東アジア地域における研究機関との共同研究や人材育成が更に推進されることとなり、国が進める「東アジア共同体」の学術研究分野でのネットワーク構築の一助にもなると考えことから、大学以外での独立した研究機関にも認定を受ける資格を認定してもらえよう、規定の要件緩和について提案する。		北九州市	福岡県	文部科学省
1039010	大学獣医学部の設置の認可		平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>四国には獣医師を養成し感染症や公衆衛生分野の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することにより、今後成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として、今治市の地域再生を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>口蹄疫問題で全国的に産業動物・公務員獣医師の不足感が顕著となる中、他の地域以上に獣医師が不足し、研究・診断の拠点施設がない四国で、万一、感染が発生した場合には十分な対応ができない恐れがある。また、獣医師は感染症の予防・診断のみならず、医薬品開発、食の安全性確保等を通じ、国が目指す健康大国の実現に向けて重要な役割を担っており、今後一層、重要性が増すと考えられるが、先般公表された新成長戦略には獣医師養成の在り方が示されなかった。このため、四国の獣医師不足を解消し、地域の研究機能を充実・強化するとともに、今治市を成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として再生を図るため、特区による大学獣医学部の設置を提案する。</p> <p>この獣医学部に産業動物・公衆衛生コースを設置し、入学定員の地域枠設定や奨学金制度等を組み合わせ、四国の家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足を解消するとともに、文部科学省で検討中の新たなカリキュラムを導入して、新興の動物伝染病等に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等により、新たな生命科学研究拠点を形成する。</p>		今治市、愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省
1047130	学級編制基準の引き下げと弾力的運用		<p>①子どもたちの学びに応じた細かな教育が可能となる教職員配置のため、現在は、1クラス40人以内、また、複式学級の基準は16人以下(1年生は8人以下)であるが、基準の引き下げをお願いする。</p> <p>②教職員の負担軽減のため、3月に予期できぬ事項が生じ、1学年が81名から80名になった場合でも、3クラスから2クラスへの学級編制を余儀なくされることとなるので、学級編制基準の弾力的な運用をお願いする。</p>	<p>【実施内容】</p> <p>①現在は、1クラス40人以内、また、複式学級の基準は16人以下(1年生は8人以下)であるが、1クラス30～35人への引き下げ(複式学級も若干の引き下げ)をお願いする。</p> <p>②3月に予期できぬ事項が生じ、1学年が81名から80名になった場合でも、3クラスから2クラスへの学級編制を余儀なくされることとなるので、学級編制基準の弾力的な運用をお願いする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①教育は全ての事項の基礎となり、最も大切なものである。このためには、子どもたちの学びに応じたきめ細かな教育が可能となるように、教職員配置は、1クラス30～35人への引き下げ(複式学級も若干の引き下げ)をお願いする。</p> <p>②学級編制基準が厳格に運用されているため、平成22年3月に、市内小学校において児童1名が死亡し、1学年が81名から80名になったため、急速3クラスから2クラスへの学級編制を余儀なくされた。年度末で非常に忙しい時期に、たった1名の転入学等により学級編制が変更になってしまう現在の学級編制基準を、「40人」と固定しない。例えば「30～35人」とし、弾力的な運用が可能となるようにお願いしたい。</p>	見附市 SmartWellnessCity構築プロジェクト	見附市	新潟県	文部科学省

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1048010	幼稚園3歳未満児入園特区		幼稚園において、「満3歳に達する年度の当初から」園児として受け入れるもの	<p>【実施内容】 幼稚園において、「満3歳に達する年度の当初から園児として受け入れる」ことにより、早い時期からの幼児教育を希望する保護者ニーズに対応する。</p> <p>【提案理由】 本特区については、平成15年度から佐賀県が全国に先駆けて取り組み、県内全域で3歳未満児の受け入れが進むなど、大きな成果を挙げていたが、文部科学省は「(3歳未満児入園については)子育て支援としての受け入れに変更すること」を理由に、平成19年度に廃止している。</p> <p>しかしながら、 ・ 現在も相当数の3歳未満児が、「園児ではない園児」のままに幼稚園に入園しているという実態があること ・ 誕生日を迎えた時点で入園させる「さみだれ入園」ではなく、年度当初から3歳未満児としてクラス編成を行うことにより、適切な教育プログラム、職員配置が可能となること ・ 幼稚園にとっては、年齢層が広がり、安定的な園児の確保が期待できること などから、再度特区として取り組むものである。</p> <p>なお、県内のほぼすべての幼稚園が、前回の経験を有しており、今回も何の問題も無く実施できるものと考えている。</p>		佐賀県	佐賀県	文部科学省
1048020	幼稚園園舎・運動場面積特区		園児数に関わらず固定化された幼稚園の園舎・運動場の面積基準について、園児数に応じた弾力的な基準を設定するもの	<p>【実施内容】幼稚園の園舎・運動場の面積基準について、認定こども園や保育所に準じ、最低面積を園舎(保育室)について「園児一人当たり1.98㎡×園児数」、運動場について「園児一人当たり3.3㎡×園児数」とすることで、実際の園児数に応じた適切な施設整備を実現する。</p> <p>【提案理由】 ・ 幼稚園設置基準では、園児数に関わらず、園舎面積は「一学級＝180㎡、二学級以上＝320+100×(学級数-2)㎡」、運動場面積は「二学級以下＝330+30×(学級数-1)㎡、3学級以上＝400+80×(学級数-3)㎡」と固定されているが、少子化が進むなか、小規模な幼稚園にとっては過大な負担となっていること ・ 現基準が制定されたのは半世紀以上も前の昭和31年であり、その時点からの園児数や社会環境の変化が反映されていないこと(一学級35人を前提とした現基準に対し、実際には一学級20名以下が大半となっている) ・ 保育所や認定こども園では、園児数に合わせて面積を算出しており、特段の問題は生じていないこと</p>		佐賀県	佐賀県	文部科学省
1048060	幼稚園教諭免許・保育士資格相互みなし特区		幼稚園と保育所における教諭免許と保育士資格を同一のものとして相互にみなすもの	<p>【実施内容】 幼稚園において「保育士資格を幼稚園教諭免許」とみなし、保育所において「幼稚園教諭免許を保育士資格」と相互にみなすことで、地域における人的資源の活用を図る。 なお、認定こども園に準じて、対象園児は3歳以上とし、みなし期間は3年間(特別の事情がある場合は6年間)とする。</p> <p>【提案理由】 ・ 3歳児以上の場合、幼稚園と保育所との教育・保育プログラムに大きな差は無く、認定こども園では、何の問題もなく運営されていること ・ 幼稚園においても、預かり保育や子育て支援などの充実に伴い、保育士の配置が求められていること ・ 幼稚園の園児数減に伴い、幼稚園教諭免許保有者が過剰になる一方で、保育所の保育士不足が深刻な問題になっていること</p>		佐賀県	佐賀県	文部科学省 厚生労働省

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1051120	Smart Wellness City実証研究特区 (市民の健診データの一元的把握)		市長が市民の健康状態を適切に把握するため、健康診断実施者に対し、当該市域に居住する構成員に係る健診データを請求することを可能とする	<p>市民の健康状態を適切に把握するため、市が把握する健康診断(基本健康診査等)データに加え、労働安全衛生法に基づく健康診断、学校保健安全法に基づく健康診断等のデータを集計することが必要である。このため、それらの健康診断・健康診査のデータについて、当該市域の構成員が多数いると考えられる企業や学校に対し、当該市域の住民に係る健診データ(匿名化されたデータ)を請求することが可能となるよう措置されたい。</p> <p>具体的には、市の施策の立案、評価のために、氏名を削除する等の措置により匿名化された健診データを請求する場合、一定の条件のもとであれば個人情報保護法第23条に言う「個人データの提供」には当たらず、構成員の同意も不要である旨について健康診断を実施する企業及び学校に通知されたい。</p> <p>加えて、市民の健康状態を把握するための一定の体制を整えている地方公共団体として、保険者がデータ請求に対応しやすい様、その旨について国として調査・公表されたい。</p>		伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	文部科学省 厚生労働省 消費者庁